

標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の詳細設計を実施することを目的とする。

1.2 標準仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 提出書類

(1) 受託者は業務の着手及び完了に当たって、長浜水道企業団の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)照査技術者届 (ホ)職務分担表
(ヘ)完了届 (ト)納品書 (チ)業務委託料請求書等

なお承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.8 管理技術者及び照査技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。また配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札日現在において

て引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある者とする。

- (2) 管理技術者は、技術士（上水道及び工業用水道）又は RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（上水道及び工業用水道）又は RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有するものとする。なお、管理技術者と照査技術者との兼務は認めない。

1.9 打合せ等

業務を適正かつ円満に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針および条件等疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

1.10 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務途中および業務完了後に長浜水道企業団の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.11 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、長浜水道企業団の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.12 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、長浜水道企業団、受託者協議の上、これを定める。

第2章 業務内容

2.1 特記仕様書の通り

第3章 提出図書（成果品）

3.1 提出図書

提出図書は次の通りとする。

- (1) 設計書（数量計算書等含む）A4版チューブファイル製本：2部
- (2) 仕様書 A4版チューブファイル製本：2部
- (3) 図面（原図）A1：1部
- (4) 図面 A1版背割り製本：1部
- (5) 縮小図面 A4版背割り製本：2部
- (6) 各種検討書、参考資料：1式
- (7) 原稿データ（CD等電子記録媒体）：1式
- (8) その他監督職員が必要と認めたもの。

第4章 準拠すべき図書

4.1 準拠すべき図書

業務は、下記の掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けなければならない。

- (1) 水道施設設計指針・解説（日本水道協会）
- (2) 簡易水道施設基準解説（全国簡易水道協議会）
- (3) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- (4) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (5) 水理公式集（土木学会）
- (6) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (7) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (8) 日本工業規格（工業技術院）
- (9) その他の関連法令、条例及び規格等

落合配水場高圧受電設備更新設計業務特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は標準仕様書の第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

2. 業務の目的

老朽化に伴い高圧受電設備を更新するため設計書を作成する。

3. 業務の対象

- (1) 名 称 落合配水場高圧受電設備更新設計業務
- (2) 場 所 長浜市落合町 落合配水場
- (3) 施設情報 施設能力 2,200m³/日
敷地面積 2,396m²
建屋面積 216m²
- (4) 履行期間 令和9年1月15日（11月中に概算設計金額が分かるようにすること）

4. 実施設計業務の内容

- (1) 設計協議（中間1回）
- (2) 現地調査（電気）
- (3) 既存資料収集・整理（電気）
- (4) 作業内容

設計は上記、2. 業務の目的のとおり落合配水場の高圧受電設備の更新について行う。
既設設備を稼働しながら切り替えるのとし、それに必要な、養生計画、仮設計画、撤去・搬入計画、施工計画等を決定する。

内容は、主要なものとして下記に挙げるものとし、その他、必要なものは協議の上、決定するものとする。

ア）電気設計

- ポンプ施設（高圧受電設備）
 - ・高圧受電盤内設備一式
 - ・引込柱上設備一式
 - ・高圧ケーブルー式

5. その他

- (1) 工期中において委託者の都合により成果品の提出を求めることがあるため、受託者は、常に成果図書の整理に努めること。
- (2) 本業務を進めるに当たって、重要と思われる基本事項について監督職員と十分に協議し、手戻りがないよう業務を進めること。
- (3) 単なる作業ではなく、受託者自身が蓄積している技術能力を十分に活用して、委託業務を完成させること。
- (4) 来年度予算計上のため 11 月中に概算設計金額が分かるようにすること。